



2025年01月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

1	2025年1月21日付け、チャーヴィン省税務局発行の個人所得税に関するオフィシャルレター・第227 /CTTVI-TTHT号	TNCN
2	2024年12月26日付け、ビンズン省税務局発行の海外の自発的年金基金から支払われる一時的年金手当に関する個人所得税政策に関するオフィシャルレター・第32578/CTBDU-TTHT号	TNCN
3	2024年11月21日付け、ロンアン省税務局発行の従業員への贈答に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第5257 /CTLAN-TTHT号	TNCN
4	2024年11月21日付け、ロンアン省税務局発行の従業員への贈答に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第5257 /CTLAN-TTHT号	TNCN
5	2025年1月14日付け、ビンズン省税務局発行の法人税に関するオフィシャルレター・第581 /CTBDU-TTHT号	TNDN
6	2025年1月8日付、税務総局発行の企業の農場賃貸活動に対する法人税政策に関するオフィシャルレター・第96/TCT-CS号	TNDN

内容

7	2024年12月30日付、ビンズン省税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター・第33190 /TCBDU-TTHT号	TNDN
8	ビンズン省税務局発行の付加価値税（VAT）還付に関するオフィシャルレター・第591 /CTBDU-TTHT号	GTGT
9	不動産譲渡活動に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第575 /CTBDU-TTHT号	GTGT
10	2024年11月21日付け、ロンアン省税務局発行の投資プロジェクトに対する法人税制優遇措置および付加価値税（VAT）還付に関するオフィシャルレター・第5264 /CTLAN-TTHT号	GTGT
11	2024年12月6日付け、ロンアン省税務局発行の一時輸入再輸出品に対する付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター・第5544 /CTLAN-TTHT号	GTGT
12	2025年1月3日付け、ハノイ市税務局発行の輸出サービスに対する付加価値税（VAT）の税率の確定に関するオフィシャルレター・第253 /CTHN-TTHT号	GTGT

内容

<u>13</u>	2024年1月17日付け、税務総局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第267 /TCT-CS号	GTGT
<u>14</u>	ビンズン省税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第245 /CTBDU-TTHT号	GTGT
<u>15</u>	2025年1月8日付け、税務総局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター・第99 /TCT-CS号	GTGT
<u>16</u>	ビンズン省税務局発行の不動産に関連した資本譲渡に関するオフィシャルレター・第590 /CTBDU-TTHT号	KHAC
<u>17</u>	2024年12月31日付け、税務総局発行の未登録の海外事業者に関する税務情報に関するオフィシャルレター・第6369 /TCT-DNL号	KHAC
<u>18</u>	2024年12月26日付け、ビンズン省税務局発行の相殺による債務支払いに関するオフィシャルレター・第32593 /CTBDU-TTHT号	KHAC

内容

<u>19</u>	2025年1月15日付け、税務総局発行の税金および領収書に関する行政違反行為の処罰についてのオフィシャルレター・第216号/TCT-PC号	HĐ
<u>20</u>	2024年12月26日付け、ビンズン省税務局発行の機械貸与に関する領収書発行に関するオフィシャルレター・第32591/CTBDU-TTHT号	HĐ

1 海外所得に対する個人所得税

2025年1月21日付け、チャーヴィン省税務局発行の個人所得税に関するオフィシャルレター・第227/CTTVI-TTHT号：

- 居住者個人が海外から支払われる給与・賃金による所得を得る場合、非居住者個人がベトナム国内で発生した給与・賃金所得を得るが、その支払いが海外から行われる場合は、通達・第80/2021/TT-BTC号第19条3項aのa.2に基づき、税務機関へ直接申告する必要があります。居住者個人および非居住者個人の確定は、通達・第111/2013/TT-BTC号第1条の規定に従って行います。

1 海外所得に対する個人所得税

- 個人所得税の課税基準につきましては、非居住者個人に対しては財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第18条の規定に基づき、居住者個人に対しては同通達の第7条の規定に基づき適用されます。そして個人所得税の申告期間につきましては、政府の政令・第126/2020/NĐ-CP号第8条2項の規定に従い実施されます。居住者個人および非居住者個人の課税対象所得の確定につきましては、通達・第119 /2014/TT-BTC号第2条の規定に従って行います。
- 給与および賃金による所得を有し、税務機関に対して直接個人所得税を申告する個人の税務申告書類につきましては、付録Iの9項9.2の規定に基づき税務申告書類リスト（政府の政令・第126 /2020/NĐ-CP号に付属）を実施する必要がございます

2 海外の自発的年金基金から支給される一時金の個人所得税に対する方針

2024年12月26日付け、ビンズン省税務局発行の海外の自発的年金基金から支給される一時金に関する個人所得税の税務政策に関するオフィシャルレター・第32578/CTBDU-TTHT号:

社内転勤の形でベトナムに派遣された外国人社員がいる場合、その社員が母国の規定に基づき自発的年金基金に加入している場合、当該社員が自発的年金基金から受け取る年金収入は、個人所得税の免除対象となり、支給方法にかかわらず免税措置が適用されます。

3 労働者への贈与に対する税務政策

2024年11月21日付け、ロンアン省税務局発行の従業員への贈答に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第5257 /CTLAN-TTHT号:

企業が従業員に対して贈り物を提供する場合、この贈答が賃金や給与の性質を持たず、かつ2013年8月15日付けの通達・第111 /2013/TT-BTC号第2条10項に該当しない場合、その贈り物に対して個人所得税は課税されません。しかし、企業が従業員に対して賃金や給与に類似する金銭的または非金銭的な利益を提供した場合は、通達・第111 /2013/TT-BTC号第2条2項に基づき、その金額は給与所得として課税対象となります。

4 労働者の出張費に対する個人所得税の税務政策

2024年12月26日付け、ビンズン省税務局発行の従業員の出張費に対する個人所得税政策に関するオフィシャルレター・第32592/CTBDU-TTHT号：

企業が従業員の出張に対して、航空券代、ホテル代、その他出張費などを支出し、それが企業の内部規定に合致し、法令に基づく出張費と認められる場合及び通達・第111/2013/TT-BTC号第2条 d の詳細ガイダンスに基づく法律の規定に基づく費用項目であれば、従業員の個人所得税の課税対象所得には計算されません。しかし、もし企業が従業員に支給する出張費が規定された金額を超えている場合、その超過分は従業員の個人所得税の課税対象の所得として計算されます。

4 労働者の出張費に対する個人所得税の税務政策

課税所得に含まれない経費の支出基準は以下の通りです：

- 行政機関や公共機関で勤務する職員、幹部、公務員：財務省の指導に従い、定められた支出基準を適用します。
- 事業組織や駐在事務所の従業員：法人税法に基づく課税対象の所得規定に適合した支出基準を適用します。
- 国際機関や外国駐在事務所で勤務する従業員：国際機関または駐在事務所の規定に従って実施します。

4 労働者の出張費に対する個人所得税の税務政策

税金対象となる所得に含まれない費用は以下の通りです：

- 従業員の集団送迎費用（個別送迎の場合は個人の課税対象所得に含まれます）。
- 業務に適した職業訓練費用や、雇用主の計画に基づく職業スキル向上のための支出。

税金対象外のその他の利益は以下の通りです：

- 休曜日や祝日に支払われた費用。
- 個人またはグループに対する税務相談サービスや税務申告のためのサービス費用。
- 労働契約書に基づく家庭内の従業員（運転手、料理人等）への支払い。

5 法人所得税に対する政策

2025年1月14日付け、ビンズン省税務局発行の法人税に関するオフィシャルレター・第581 /CTBDU-TTHT号：

投資プロジェクトが投資段階を完了し活動を開始した場合、活動過程で会社が事業活動を支援するために機械や設備を追加した場合は、これらの追加された機械や設備から生じる所得は以下の通り具体的に算定されます：投資プロジェクトが運用を開始した後、会社が機械や設備を追加した場合、かつその機械や設備の追加が規定に基づく通常の投資活動に該当せず、または拡張投資の条件を満たさない場合、上記の追加機械や設備から発生する所得は法人税の優遇措置を受けることはできません。

同一の課税期間において、法人税の優遇税率や免税・減税期間が複数のケースに該当する収入がある場合、会社はそこから最も有利な法人税の優遇措置を選択し、適用することができます。

6 企業の農場賃貸業務に対する法人税政策

2025年1月8日付、税務総局発行の企業の農場賃貸活動に対する法人税政策に関するオフィシャルレター・第96/TCT-CS号：

経済・社会的に特に困難な地域での農業、畜産業、水産業、農産物及び水産物の加工から得た企業の収入は法人税が免除されます。また、特に困難な社会的条件の地域で新たに実施される投資プロジェクトから得られる収入は、15年間は10%の税率が適用され、4年間の法人税免除があり、その後9年間は法人税の50%の減免が適用されます。

企業が投資登録証明書や投資方針決定書に記載されたプロジェクト目標（畜産業プロジェクト）を遵守しない場合、その企業は農場賃貸活動から得た収入に対する法人税優遇措置を享受できません。

7 連結取引を行う企業に対する法人税政策

2024年12月30日付、ビンズン省税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター・第33190 /TCBDU-TTHT号：

企業が関連取引を行う場合、納税者が税引前収益に基づいて計算する際、利息費用の総額（預金利息および貸付利息を差し引いた後）は、その期の事業活動から得た純利益の30%を超えてはならないと規定されています。この30%には、利息費用（預金利息および貸付利息を差し引いた後）、その期に発生した減価償却費用が含まれることが求められます。

8 付加価値税の還付

ビンズン省税務局発行の付加価値税（VAT）還付に関するオフィシャルレター・第591 /CTBDU-TTHT号

会社が、2018年3月16日付け財務省発行の通達・第25 /2018/TT-BTC号第2条の指導に基づく条件を満たす場合、規定に従い付加価値税（VAT）の還付対象となります。

付加価値税還付の申請手続きは、2021年9月29日付け財務省発行の通達・第80 /2021/TT-BTC号第28条のガイダンスに基づき行います。

9 不動産譲渡に対する税制政策

不動産譲渡活動に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第575 /CTBDU-TTHT号:

企業が不動産譲渡活動を行う予定の場合、法律の規定に従って不動産譲渡活動が行われる場合、通達・第219 /2013/TT-BTC号第11条の規定に基づき、付加価値税（VAT）の税率10%が適用されます。

不動産譲渡における付加価値税（VAT）の課税価格は、2022年7月29日付け政府の政令・第49 /2022/NĐ-CP号第1条1項に規定されています。

10 法人所得に対する税制優遇および投資プロジェクトにおける付加価値税還付

2024年11月21日付け、ロンアン省税務局発行の投資プロジェクトに対する法人税制優遇措置および付加価値税（VAT）還付に関するオフィシャルレター・第5264/CTLAN-TTHT号

新規投資プロジェクトが投資段階にあり、その段階で発生した商品およびサービスの仕入れ付加価値税（VAT）の累計が3億ドン以上で、未だ控除されていない場合、2022年7月29日付け政府の政令・第49 /2022/ND-CP号第1条3項に基づき、投資プロジェクトに対する付加価値税（VAT）の還付を受けることができます。企業は、2020年10月19日付け政府の政令・第126 /2020/ND-CP号第7条2項dの規定に従い、2021年9月29日付け財務大臣の通達・第80 /2021/TT-BTC号の付属書IIの付加価値税申告書様式02に基づき、各投資プロジェクトごとに個別の付加価値税申告書を作成します。

11 一時的に輸入された再輸出貨物に対する付加価値税政策

2024年12月6日付け、ロンアン省税務局発行の一時輸入再輸出品に対する付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター・第5544 /CTLAN-TTHT号:

企業が一時輸入再輸出品を取り扱う場合、その商品は2013年12月31日付けの財務省の通達・第219 /2013/TT-BTC号第4条20項の規定に基づき、付加価値税（VAT）の非課税対象となります。企業は、2020年10月19日付けの政府の政令・第123 /2020/NĐ-CP号第4条および第10条の規定に基づき、付加価値税（VAT）の領収書を発行する必要があります。一時輸入再輸出品に関連する領収書の仕入れVATは、財務省の通達・第219 /2013/TT-BTC号第14条に基づき控除できず、また、2018年3月16日付けの財務省の通達・第25 /2018/TT-BTC号第2条の規定に基づき、輸出された商品およびサービスに対する付加価値税（VAT）の還付は行われません。一時輸入再輸出品に関連する費用は、2015年6月22日付けの財務省の通達・第96 /2015/TT-BTC号第4条の規定に従って、法人税を計算する際に控除対象として認められます。

11 一時的に輸入された再輸出貨物に対する付加価値税政策

2005年商法・第29条における一時輸入再輸出および一時輸出再輸入について、以下のように具体的に規定されています：

- 商品の一時輸入再輸出とは、商品が外国またはベトナム領土内の特定区域とみなされた個別の税関地域からベトナムに持ち込まれ、手続きを行いベトナムに輸入され、その後、その商品を正式にベトナムから輸出する手続きのことです。
- 商品の一時輸出再輸入とは、商品が外国またはベトナム領土内の特定区域とみなされた個別の税関地域からベトナムからの輸出手続きを行い、その後、その商品を正式にベトナムに輸入する手続きのことです。

12 輸出サービスに対する付加価値税の確定

2025年1月3日付け、ハノイ市税務局発行の輸出サービスに対する付加価値税（VAT）の税率の確定に関するオフィシャルレター・第253/CTHN-TTHT号:

輸出商品・サービス、海外および非課税区域内での建設、設置工事、国際輸送、または輸出時に付加価値税（VAT）が課されない商品・サービスには、0%の税率が適用されます。ただし、以下のベトナム国内で外国の組織・個人に提供されるサービスは除きます：

- スポーツ競技、芸術・文化・娯楽の公演、会議、ホテル業、教育、広告、旅行業
- オンライン決済サービス
- ベトナム国内の商品・製品の販売、流通、消費に関連する提供サービス

12 輸出サービスに対する付加価値税の確定

上記の規定およびガイドラインに基づき、外国企業および海外広告パートナーとの業務提携契約から生じる収益については、2013年12月31日付けの財務省の通達・第219/2013/TT-BTC号第11条のガイドラインに従いa、付加価値税（VAT）10%が適用されます。

13 付加価値税の政策

2024年1月17日付け、税務総局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第267/TCT-CS号:

新規投資プロジェクトを持つ企業（投資プロジェクトが複数の投資項目に分かれている場合）で、投資段階にある場合、その投資段階で発生した商品・サービスの仕入付加価値税額が対象となります。現在行っている事業活動による支払うべき付加価値税額と相殺した後、投資プロジェクトの累積仕入税額が未だ控除されておらず、3億ドル以上となる場合には付加価値税の還付を受けることができます。

14 付加価値税政策

ビンズン省税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第245 /CTBDU-TTHT号

企業が顧客や従業員に対して無償で商品を提供するプロモーションプログラムを実施する場合、当該プログラムが商業促進活動に関する商法の規定を遵守しているのであれば、企業は付加価値税（VAT）の領収書を作成する必要があります。領収書には、商品名および数量を明記し、併せて「無償提供品」と記載し、そして無償提供品の課税価格は「0」として取り扱います。

顧客が受領済みの商品を全品または一部返品する場合、たとえば企業がすでに販売領収書を発行していたとしても、返品処理のために返品領収書を発行し、既に発行した領収書の減額調整または差し替えをする必要があります。顧客が受領済みの商品を全品または一部返品する場合、企業はすでに発行済みの販売領収書に対して、返品に関する合意を買い手と締結し、修正領収書または代替領収書を適切に発行する必要があります。領収書の誤りに関する処理は、政府の政令・第123/2020/ND-CP号第19条および財務省の通達・第78/2021/TT-BTC号第7条1項cに基づき実施されます。

15 付加価値税政策

2025年1月8日付け、税務総局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター・第99/TCT-CS号:

税務局が非現金決済の証憑がない輸出商品・サービスに対して付加価値税の還付を実施した場合、税務局は付加価値税法および税務管理法の規定に基づき、非現金決済の証憑がない還付済みの付加価値税を回収するものとします。

16 不動産に付随する資本譲渡

ビンズン省税務局発行の不動産に関連した資本譲渡に関するオフィシャルレター・第590 /CTBDU-TTHT号

外国企業による資本譲渡と受け入れの両者がベトナムの投資法および企業法に基づいて活動していない場合、資本譲渡を行う企業は外国法人の資本譲渡活動に関する法人税の申告および納付を代行する責任を負います。資本譲渡による所得の算定について、会社は2014年6月18日付け財務省の通達・第78/2014/TT-BTC号第14条に基づき実施します（2015年6月22日付け財務省の通達・第96/2015/TT-BTC号を改正・補足）。会社は、フォーム第06/TNDN号（財務省の2021年9月29日付け通達・第80/2021/TT-BTC号に基づき付属で発行。不動産に関連する資本譲渡活動に適用される）に従って申告を行い、税務管理法および政令・第126/2020/NĐ-CP号に従って申告を実施します。

17 外国の供給業者は、登録、申告および納税の手続きを未実施です。

2024年12月31日付け、税務総局発行の未登録の海外事業者に関する税務情報に関するオフィシャルレター・第6369/TCT-DNL号：

税務総局は、銀行の本店および決済サービスを提供する機関に対し、当該海外事業者との取引における支払いの際に、法令に基づき適切な申告、源泉徴収および税金の納付を行うことができるよう、未登録の海外事業者のリストを各銀行の支店に通知するよう要請しました。

18 債務の相殺

2024年12月26日付け、ビンズン省税務局発行の相殺による債務支払いに関するオフィシャルレター・第32593/CTBDU-TTHT号：

外国顧客との取引において、企業が顧客からの回収債務を有し、同時に外国顧客への支払債務を有する場合、企業と顧客との間の契約または契約付属書に相殺決済の方法が規定されており、双方が相殺決済に関するデータの確認書類を作成し、相互に確認している場合は、非現金決済として認められます。この決済方法は、通達・第96/2015/TT-BTC号第4条および通達・第26/2015/TT-BTC号第1条10項に基づき、企業が法人税を算定する際に控除可能費用として会計処理を行うための根拠となり、また付加価値税（VAT）の仕入れ税額控除を行うための基準として使用されます。

18 債務の相殺

法人税の算定における控除可能費用の条件（通達・第96 /2015/TT-BTC号第4条）：

- 実際に発生した費用：企業の生産・事業活動に直接関連する費用であること。
- 合法的な領収書：費用には、規定に従った十分な領収書および適切な証憑が必要です。
- 非現金決済：2億ドン以上の支払い費用には、銀行振込またはその他の非現金決済方法による証憑が必要です。

18 債務の相殺

仕入付加価値税額控除の条件（通達・第26 /2015/TT-BTC号第1条10項）：

- 購入した商品・サービスと販売した商品・サービスの債務相殺：照合し、相殺精算の確認書が必要です。
- 契約書には支払方法が明確に規定されていること。第三者を介した債務相殺：三者間合意書および貸借契約書や銀行送金の書類が必要です。
- 第三者による支払い委任：支払い代行は契約書に規定されている必要があり、銀行を通じた支払い証憑が必要です。

19 税務および領収書に関する行政違反の処罰

2025年1月15日付け、税務総局発行の税金および領収書に関する行政違反行為の処罰についてのオフィシャルレター・第216号/TCT-PC号

1. 罰金の金額:

行政違反処理法では、各違反行為に対する罰金の金額は政府によって規定されますが、2012年行政違反処理法第24条（2020年に改正、補足された）に在る、国家管理の各々の分野における最大金額を超えることはありません。税金および領収書に関する違反については、2020年10月19日付けの政令・第125 /2020/ND-CP号（2021年11月16日付けの政令・第102 /2021/ND-CP号による改正および補足）に基づき、独自の罰金枠が設けられています。また、複数の違反行為がある場合、それらすべてに対して1つの処罰決定のみが発行されます。罰金額は、2020年の改正、補足を含む2012年行政違反処理法・第24条1項cおよびdで規定される最大金額の制限を受けず、各違反行為に対する罰金額の合計となります。

19 税務および領収書に関する行政違反の処罰

2. 加重事案「大規模な行政違反」について: 領収書に関する違反が10件以上の領収書が含まれる場合、この加重事案が適用されます。しかしながら、1回の処罰において複数の違反行為がある場合でも、違反が10件以上の領収書の場合を除き、この加重事案は適用されません。

3. 加重事案「複数回の行政違反」について: 個人または組織が複数回行政違反を行い、未処罰の状態である場合、2回目以降の違反行為には、2012年行政違反処理法第10条1項bの規定（2020年に改正、補足された）に基づき、より厳しい処罰が科されます。

要するに、規定は税務、請求書に関する行政違反の処理に焦点を当てており、違反が大規模である場合や、再犯が繰り返される場合には、加重処罰を適用することが求められています。

20 機械の貸与に関する領収書の発行

2024年12月26日付け、ビンズン省税務局発行の機械貸与に関する領収書発行に関するオフィシャルレター・第32591/CTBDU-TTHT号：

企業が機械の貸与を行う場合、企業は領収書を発行し、顧客が機械を返却する際には、政令・第123 /2020/NĐ-CP号第4条1項の規定に従って返却の領収書を発行する必要があります。領収書の内容については、政令・第123 /2020/NĐ-CP号第10条の規定に従って実施されます。貸与期間中に使用されなかった固定資産の減価償却費は、上記の様に、通達・第96 /2015/TT-BTC号第4条の規定に従って法人税課税所得の算定において控除対象費用として認められません。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年01月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

